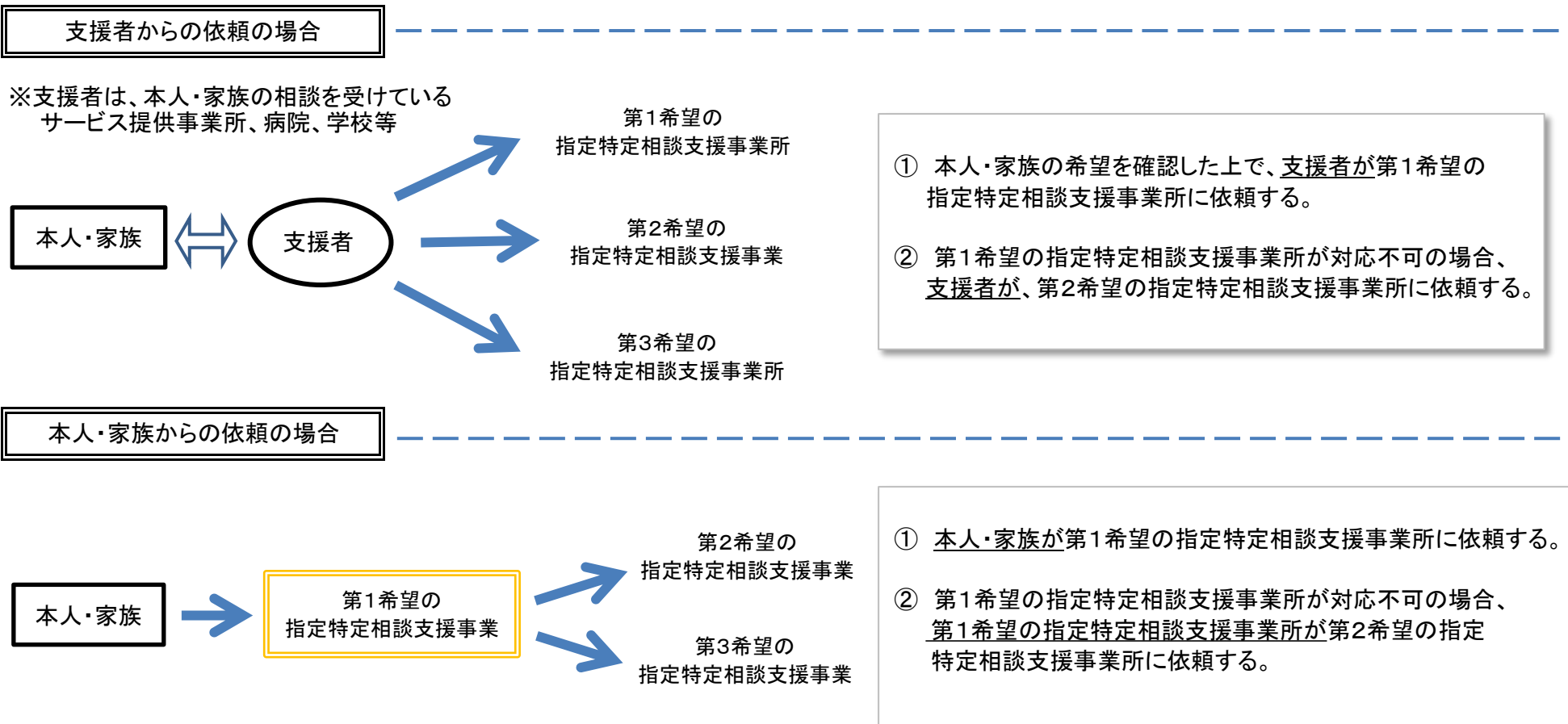


## 新規相談の対応について

【前提として…】長岡市全13の相談支援事業所は、全て指定特定相談支援事業所。その内の5事業所が、委託相談支援事業所でもある。

指定特定相談支援事業所の業務は、障害福祉サービス利用希望者に対しての、見立てを含む基本相談と、計画相談（計画作成、モニタリング）。そのため、『障害福祉サービスの利用希望がある』場合は、指定特定相談支援事業所（計画相談）が対応する。その後、見立てしていく中で、障害福祉サービスの利用ではなく別の支援が必要な場合等は、委託相談支援事業所につなぐ。

委託相談支援事業所で対応しているケースについて、障害福祉サービスの利用が必要になった場合には、指定特定相談支援事業所へつなぐ。この場合は、委託相談支援事業所が指定特定相談支援事業所を調整する。



自事業所で対応していくかどうかに関わらず、まずは、どんな状況なのか、何について困っているのか、何を望んでいるのか等、主訴を確認する（インテーク）。

※ 『委託相談支援事業所が全部調整してくれる』というような間違った情報が周知されないように注意が必要！